

広島県防災対策基本条例の概要について

「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と相互の連携のもと、社会全体で防災対策に取り組み、想定される被害を「減災」していく「防災協働社会」の構築を目的とした「広島県防災対策基本条例案」を制定した。(H21.3.24 公布・施行)

1 条例制定の背景

- 大規模地震発生の切迫性の高まりや、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻度の増加、台風の大規模化などによる災害の激甚化が懸念されている。
- このような大規模災害の「減災」のためには、県、市町等が行う防災対策、いわゆる「公助」に加えて、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の継続的な取組が不可欠である。

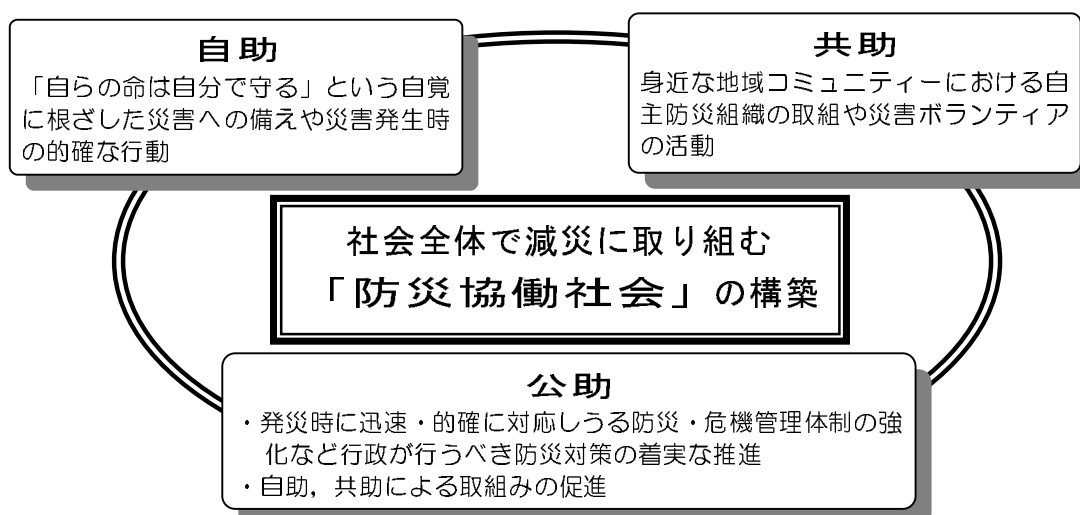
2 条例の概要【条例の主な内容については別紙のとおり】

- 4章（総則、災害予防対策、災害応急対策、復旧及び復興対策）、55条で構成
- 基本理念や県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割、相互の連携等について規定

〔主なポイント〕

- ・前文に、全国最多の土砂災害危険箇所（約 32,000 箇所）を有する地域特性を明記するとともに、県民の役割として、適切な避難の実施に努めることを規定
- ・県民の防災意識の高揚と防災対策の一層の推進を図るため、6月29日を「ひろしま防災の日」、6月を「ひろしま防災月間」と制定
- ・基本理念に、近年の災害対応において明らかとなった課題である「男女双方の視点への配慮」について明記
- ・主体的な取り組みを促すため、罰則規定は設けず、基本的に努力規定

〈防災協働社会のイメージ〉



<広島県防災対策基本条例の概要>

前文の要旨

- ・ 近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大規模化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念される。
- ・ 特に、全国で最多の土砂災害危険箇所を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることが想定される。
- ・ 被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。
- ・ 県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

<目的（第1条）>

防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策並びに復旧及び復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の構築に寄与することを目的とする。

<基本理念（第3条）>

防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、災害時要援護者の支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

<県民の役割（第4条）>

- ・ 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携し、及び協力して防災対策を行うよう努めるものとする。
- ・ 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

<事業者の役割（第5条）>

- ・ 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。
- ・ 事業者は、基本理念にのっとり、自主防災組織等が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

<自主防災組織の役割（第6条）>

- ・ 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災に関する活動を実施するよう努めるものとする。
- ・ 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

<災害ボランティアの役割（第7条）>

災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策並びに復旧及び復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、自主防災組織、県、市町等と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。

<市町の役割（第8条）>

市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織及び国、県その他の関係機関と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

< 県の責務（第9条） >

- ・ 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。
- ・ 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

< ひろしま防災の日及びひろしま防災月間（第10条） >

- ・ 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の推進を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。
- ・ ひろしま防災の日は6月29日とし、ひろしま防災月間は、6月とする。

第2章 ～ 第4章

章	主 な 内 容	
第2章 災害予防 対策 (第11条～ 第38条)	県民	防災知識の習得、自主防災組織への参加、 災害時要援護者からの情報の提供、生活物資の備蓄、 建築物の安全性の確保
	事業者	来所者等の安全確保や事業継続のための計画策定、 防災訓練や研修の実施
	自主防災組織	防災意識の啓発、地域災害関連情報の確認、災害時要援護者 の支援、避難勧告等への対応準備、物資の備蓄
	県・市町	防災意識の啓発、防災教育の実施、防災訓練等の実施、災害 情報の提供、自主防災組織への支援、災害時要援護者の支援 体制の整備、災害ボランティアの活動環境整備、避難計画の作成、 医療救護体制の整備、公衆衛生の確保のための体制整備、備 蓄物資等輸送体制の整備、消防団・水防団の充実、災害情報 伝達体制の整備、防災・危機管理体制の整備、物資等の備蓄、 公共施設の点検・整備
第3章 災害応急 対策 (第39条～ 第49条)	県民	避難の実施、車両使用の自粛
	事業者	来所者等の安全確保、帰宅困難者対策への協力
	自主防災組織	安否に関する情報の収集・伝達や避難誘導など災害応急対策 の実施
	県・市町	被災地において求められる災害応急に関する活動の実施 災害情報の収集及び伝達、自主防災組織等の活動支援、 学校等における児童等の安全確保、 避難、救助、医療等災害応急対策の実施体制の迅速な確立と その的確な実施、市町への迅速な応援
第4章 復旧及び 復興対策 (第50条～ 第55条)	県民	自らの生活を再建、廃棄物の発生抑制
	事業者	事業の早期再開による雇用の確保、生活に不可欠な施設の速 やかな復旧
	自主防災組織	地域における復旧及び復興対策に協力
	災害ボランティア	被災者の生活再建への支援
	県・市町	復旧・復興計画の策定及び実施